

## 民間支援機関・実務者紹介

### ～公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター～

今回は、公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター（略称：暴追都民センター）吉森裕次代表理事にインタビューを行いました。

暴追都民センターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団対策法」といいます。）に基づき、暴力団員による暴力的な要求行為の規制と民間組織による暴力団排除活動の促進を主たる目的として設立されました。犯罪をした人の中には暴力団と深く関わっている人もおり、その立ち直りには様々な困難が伴います。暴追都民センターの役割についてお話を伺いました。

### 公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センターインタビュー（令和7年10月8日）

——暴追都民センターはいつ、どのような目的で設立された組織ですか。

当センターは、平成3年5月に施行された暴力団対策法に基づき、暴力団員による暴力的な要求行為の規制と民間組織による暴力団排除活動の促進を主たる目的として、平成4年5月1日に設立され、今年で33周年を迎えました。

現在、警察や行政機関、東京三弁護士会、暴力団排除関係団体等と連携を図りながら、都民や事業所からの暴力団等に係わる様々な問題に対処するとともに、社会から暴力団等を排除するための啓発活動に取り組んでいます。

代表理事は私で7代目となり、次いで業務執行理事のほか十数名の職員がおります。担当は、総務、賛助会、相談、講習の4つに分かれて業務を行っています。



暴追都民センター入口に掲げられた表札

——事業内容を教えてください。

まず、相談業務として、暴力団対策に精通した警察OBの暴力追放相談委員が常勤しているほか、必要により当センターが委嘱している東京三弁護士会の民事介入暴力対策委員会に所属した弁護士が、暴力団等が係わる悩みや困り事の相談に応じております。令和6年度中に寄せられた相談件数は、約2,200件です。

次に、講習業務として、東京都公安委員会から委託を受けて、暴力団等からの不当要求による被害を防止するため、企業、行政機関、自営業者等に対し、「不当要求防止責任者講習」を都内各所の会場及びオンライン配信により実施しています。令和6年度中は90回実施し、約4,700名が受講しています。

また、暴力団組事務所の使用差止請求訴訟に関し、昨年以降、「適格団体訴訟制度」を利用し、近隣住民の皆様に代わって当センターの代表理事が債権者となり、裁判所に対して暴力団組事務所の使用差止の仮処分の申立てを行いました。これによって新宿区内に所在していた住吉会本部事務所など、これまでに計4か所の暴力団組事務所の使用を差し止めました。

このほか、近年、暴力団に台頭して大きな脅威となっている匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）対策として、令和5年6月に当センターの定款を一部改正し、それまでは暴力団員のみに限定していた相談対応や、事件被害者に対するお見舞金の支給、損害賠償請求訴訟における訴訟費用の支援などをトクリュウ事案にも対応できるよう支援業務を拡充しています。

——貴センターの事業「暴力団から離脱し、更生しようとしている人への援助」として、①暴力団からの離脱方法についてのアドバイス、②就職相談、③所持金がなく、食費などの緊急援助を必要とする離脱者への支援、とありました。どのような形で相談を受け付けていらっしゃいますか。

暴力団から離脱・更生するための一般的なアドバイスは、隨時当センターにおいて、暴力追放相談委員が行っています。また、必要に応じて当センターが委嘱している東京三弁護士会所属の暴力追放相談委員の弁護士が、借財の返済に関する問題やアパート賃貸借契約などの重要な法律行為に関する法的支援を行っております。

また、離脱後の社会復帰対策としては、暴力団離脱者を支援することの重要性を理解した上でご協力をいただいている「協賛事業所」と連携して対応しています。

当センターでの実質的な支援は、協賛事業所との連携までの間です。就職後においても、所属していた組織関係に絡む問題が発生した場合などは、警察と連携しながら個別に対応することとなります。

——「半グレ」と呼ばれる組織もありますが、これも暴力団として扱われているのでしょうか。

半グレは、準暴力団と呼ばれる犯罪集団で、暴力団対策法による法規制の対象にはなっていないと聞いております。

準暴力団は、暴力団のような明確な組織構造は有しておりませんが、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、繁華街等において、集団的または常習的に暴行、傷害事件を起こしたり、暴力団が関与する特殊詐欺に人的供給を行うなどして資金獲得活動を

行ったりしている集団です。

警視庁で公表している東京都内の準暴力団は、関東連合OBグループ、チャイニーズドラゴン、大田連合OBグループ、打越スペクターOBグループの 4 つがあります。

現在、警察では、準暴力団とその他の犯罪グループを「匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)」と位置付けて、実態解明と取締りを行っているところです。

——区市町村の関係部署との連携事業はありますか。

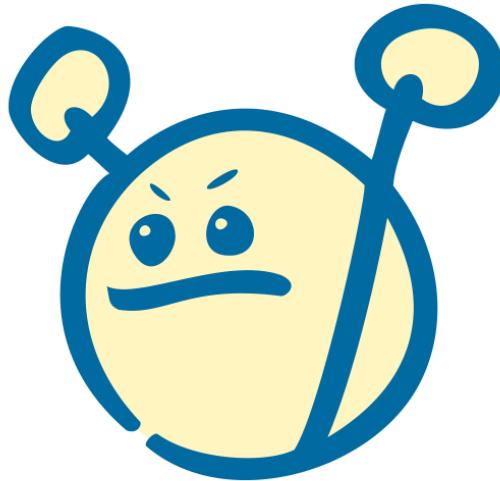
直接の連携事業はありませんが、当センターでは、暴力団対策法に基づく法定講習として、区市町村の職員を対象とした不当要求防止責任者講習も実施しております。

例年、平均すると 10 か所程度の区市町村において実施しており、同講習を通じて暴力団等からの行政対象暴力や不当要求に対応するためのノウハウをお示ししています。

——最後に、メールマガジンの読者である区市町村の担当者へメッセージをお願いします。

暴力団は、統計的には減少傾向にありますが、それぞれの組織が生き残りをかけ、時には、匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)と結託して特殊詐欺や SNS を利用した投資詐欺を敢行するなど、活発に資金獲得活動を行っております。

暴力団等からの被害を防ぎ、これらを社会から締め出していくためには、引き続き、警察・行政・民間が一体となって、暴力団等の排除活動を継続していく必要があります。当センターは、暴排活動に携わる皆様の後押しができるよう支援してまいりますので、暴力団等に係わる困り事等があった時は、遠慮なく当センターまでご連絡ください。



暴力団追放シンボルマーク『ぼうついくん』